

正誤

平成二十七年三月三十一日付け奈良県公報号外第六十二号正誤表

題名	ページ			行	誤	正
公布された条例のあらまし	一			二十	(以下「資本金」という。)	が
奈良県税条例等の一部を改正する条例	二			二十	千分	百分
	二			九		
	二			二	同条第四項	(同条第四項